

# ボランティア活動契約書

(以下「甲」という)と (以下「乙」という) は次の通りボランティア活動の契約をする。

- 第1条 乙はボランティアスタッフとして、甲と共に活動を行うものとする。
- 第2条 乙の活動内容は乙が指示するものとする。
- 第3条 本契約の期間は 年 月 日 ~ 年 月 日とする。
- 第4条 乙は本契約による活動上で知り得た一切の情報において機密保持義務が発生するものとする。
- 第5条 本契約による活動は全てが非営利であり、乙は無償で活動するものとする。
- 第6条 甲の活動中の怠慢、故意の過失及び本契約への違反より乙に損害が発生した場合、甲はその損害に対する賠償責任を負うと共に、本契約を直ちに解消するものとする。
- 第7条 本契約に定めのない事項は、甲乙双方での協議の上解決する。
- 第8条 甲及び乙は本契約に関する紛争解決については、甲の所在地の管轄裁判所とする。

本契約を証するものとして本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩